

28 事業内容の定期的な自己点検の実施状況

(か所)

	平成 24 年	平成 23 年	増減
自己点検の実施有り	18,116 (85.9%)	17,371 (84.5%)	745

注:( )内は全クラブ数(24年度:21,085、23年度:20,561)に対する割合である。

29 運営状況等の情報提供の実施状況

(か所)

	平成 24 年	平成 23 年	増減
保護者への情報提供	20,520 (97.3%)	19,971 (97.1%)	549
地域への情報提供	14,154 (67.1%)	13,691 (66.6%)	463

注:( )内は全クラブ数(24年度:21,085、23年度:20,561)に対する割合である。

30 要望・苦情対応の実施状況

(か所)

	平成 24 年	平成 23 年	増減
要望・苦情対応窓口の 保護者への周知	17,960 (85.2%)	17,350 (84.4%)	610
苦情解決体制の整備	16,724 (79.3%)	16,139 (78.5%)	585

注:( )内は全クラブ数(24年度:21,085、23年度:20,561)に対する割合である。

31 放課後児童クラブガイドラインの市町村における策定状況

(市町村数)

	平成 24 年	平成 23 年	増減
策定済み	213 (13.4%)	215 (13.7%)	▲ 2
都道府県のガイドラインを活用	500 (31.4%)	474 (30.1%)	26
国のガイドラインを活用	758 (47.6%)	748 (47.5%)	10
対応無し	120 (7.5%)	137 (8.7%)	▲ 17
計	1,591 (100.0%)	1,574 (100.0%)	17

注:( )内はクラブ実施市町村数(24年度:1591、23年度:1574)に対する割合である。

32 放課後児童クラブガイドラインに基づく運営内容の点検・確認状況

(市町村数)

	平成 24 年	平成 23 年	増減
点検・確認有り	1,222 (76.8%)	1,185 (75.3%)	37

注:( )内はクラブ実施市町村数(24年度:1591、23年度:1574)に対する割合である。

## 〔調査概要〕

### 1 調査の目的

この調査は、全国の放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況を把握し、児童の健全育成の推進のための基礎資料を得ることを目的として、毎年実施している。

### 2 調査の対象

全国の市区町村(1,742市区町村)

### 3 調査の期日

平成24年5月1日現在

### 4 主な調査事項

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施か所数、登録児童数、実施場所別クラブ数、実施規模別クラブ数、年間開設日数別クラブ数、利用できなかった児童数等

### 5 調査の方法

厚生労働省があらかじめ定めた調査票により各市区町村が記入

### 6 調査の集計

集計は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局において行った。

#### (参考) 放課後児童健全育成事業

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで放課後に適切な遊び、生活の場を与えてその健全育成を図る事業

(平成9年の児童福祉法改正により法定化<児童福祉法第6条の3第2項>)